**平成２２年（フ）第１３７号**
北海道帯広市西11条南25丁目29番地
破産者　小山　京子
1　決定年月日　平成22年10月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

**平成２０年（フ）第６２４号**
青森県むつ市横迎町２丁目15番30号
破産者　浜端　次宏
1　決定年月日　平成22年10月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

**平成２０年（フ）第５１１号**
秋田県南秋田郡八郎潟町真坂字沢田122番地
特別養護老人ホームうたせ苑
破産者　加賀谷勇子
1　決定年月日　平成22年10月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第２４号**
山形県東置賜郡高畠町大字泉岡117番地の１
破産者　武田　俊美
1　決定年月日　平成22年10月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

**平成２２年（フ）第１００号**
愛媛県松山市西垣生町338番地
破産者　日浦　政信
1　決定年月日　平成22年10月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

**平成２１年（フ）第３５号**
福岡県行橋市泉中央４丁目10番５号
破産者　宇戸　良祐
1　決定年月日　平成22年10月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所行橋支部破産係

**平成１９年（フ）第２５５号**
宮崎市大字本郷北方4486―93橋口勝利方、開始決定後の住所宮崎市本郷北方3236番地
破産者　那須　信義
1　決定年月日　平成22年10月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

**平成２１年（フ）第２８３号**
宮崎県延岡市中島町３丁目360―１、住民票上の住所宮崎県延岡市桜ケ丘１丁目２番地５
破産者　馬原　誠治
1　決定年月日　平成22年10月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

## 破産債権の届出期間及び一般調査期日

**平成２１年（フ）第７６号**
三重県松阪市垣鼻町1091番地13
破産者　松本徳八郎
1　破産債権の届出期間　平成22年11月15日まで
2　一般調査期日　平成22年12月15日午後１時30分
平成22年10月14日　津地方裁判所松阪支部

**平成２２年（フ）第４７８７号**
京都府八幡市八幡長谷60番地の８
破産者　畑瀬　和久
1　破産債権の届出期間　平成22年11月15日まで
2　一般調査期日　平成22年12月21日午後２時30分
平成22年10月13日
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第１８４号**
大分市須賀２丁目７番20号　リバーサイド北浦Ｂ105
破産者　清水　照美
1　破産債権の届出期間　平成22年11月19日まで
2　一般調査期日　平成23年１月18日午前11時45分
平成22年10月13日
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２２年（フ）第１０４２号**
京都市西京区下津林東芝ノ宮町63番地
破産者　伴　紀美代
1　破産債権の届出期間　平成22年11月25日まで
2　一般調査期日　平成23年１月18日午後４時30分
平成22年10月14日
京都地方裁判所第５民事部破産係

## 免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２２年（フ）第１３８６１号**
東京都世田谷区桜新町１丁目41―14―208
破産者　水谷　　渉
免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
平成22年10月14日
東京地方裁判所民事第20部

## 特別清算開始

**平成２２年（ヒ）第１号**
埼玉県秩父市中宮地町25番４号
清算株式会社　秩父織物商事株式会社
代表清算人　横田　萬三
1　決定年月日　平成22年10月13日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
さいたま地方裁判所秩父支部

**平成２２年（ヒ）第２０９０号**
東京都目黒区中根１丁目３番４号
清算株式会社　株式会社エスエフシー
代表清算人　荒木　達男
1　決定年月日　平成22年10月12日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

## 特別清算終結

**平成２２年（ヒ）第９号**
高知県南国市明見933番地
清算株式会社　土佐南国観光開発株式会社
1　決定年月日　平成22年10月12日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
高知地方裁判所民事部

**平成２０年（ヒ）第２０３６号**
東京都中央区京橋１丁目14番５号土屋ビル３階
清算株式会社　株式会社来興
1　決定年月日　平成22年10月13日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

## 再生手続開始

**平成２２年（再）第２７号**
大阪府箕面市粟生外院６丁目２番40号
再生債務者　プラント陸送株式会社
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年11月12日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成22年12月13日から平成22年12月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

## 再生計画認可

**平成２２年（再）第１号**
埼玉県川越市脇田本町10番地18　プラネ川越204号室
再生債務者　佐藤　治邦
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成22年10月12日
さいたま地方裁判所第３民事部